附表第二十九　衝撃試験

1　合成樹脂製の附属品（ボックスを除く。）

⑴の手順で試験を行つたとき、⑵の基準に適合すること。

⑴　手順

イ　12個の試料について図１に示す試験装置を使用して試験を行う。

ロ　試料はすべて通常の使用状態で接合する。ただし、通常の使用状態において衝撃の影響を受けないような附属品及び最大寸法が20㎜未満の小形の附属品には適用しない。

ハ　試験装置は非圧縮時の厚さが40㎜で、密度が538±22kg／㎥の衝撃吸収材の上に置く。

ニ　試験装置を試料とともに温度を－５±２℃（タイプ－25のものは－25±２℃）に保持する。試料が規定の温度に達するまでの時間又は２時間のいずれか長い方の時間が経過した後、各試料を図１に示す試験装置の鋼製の台上に配置する。

ホ　質量２±0.02kgのハンマを100±１㎜の高さから１回落下させる。

ヘ　試験は試料の最も弱い部分に適用する。ただし、電線管接続口の端部から５㎜以内の箇所には衝撃を加えない。

⑵　基準

試験後、少なくとも９個の試料は目視によつて認められるひび又は割れがなく、かつ、正常に使用できなくなる変形が生じないこと。

2　合成樹脂製のボックス

⑴の手順で試験を行つたとき、⑵の基準に適合すること。

⑴　手順

イ　図１に示す試験装置を使用して試験を行う。

ロ　試験装置は非圧縮時の厚さが40㎜で、密度が538±22kg／㎥の衝撃吸収材の上に置く。

ハ　試験装置を試料とともに温度を－５±１℃（タイプ－25のものは－25±２℃）に保持する。２時間経過した後、試料を図１に示す試験装置の鋼製の台上に配置する。

ニ　質量１kgのハンマを100㎜の高さから垂直に落下させ、試料の底面と四つの側面に各１回計５回の衝撃を与える。ただし、ノックアウトを持つボックス状のものにあつては、ノックアウト部には衝撃を与えてはならない。

⑵　基準

試験後、試料は目視によつて認められるひび又は割れがなく、かつ、正常に使用できなくなる変形が生じないこと。

図１　衝撃試験装置

